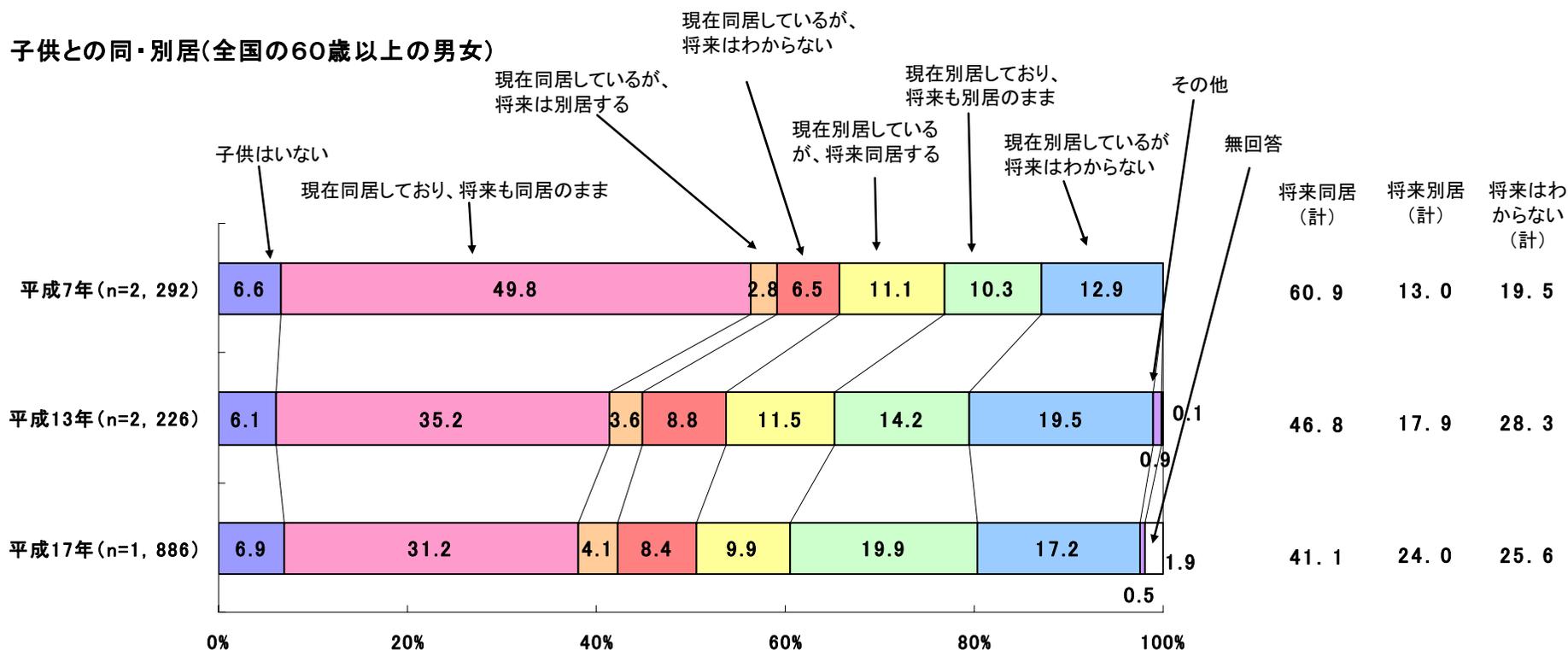


### 13. 高齢者の同居の状況

高齢者と同居している世帯の割合は年々減少しており、また、将来の意向についても、同居の意向は年々減少し、平成17年には4割程度となっている。



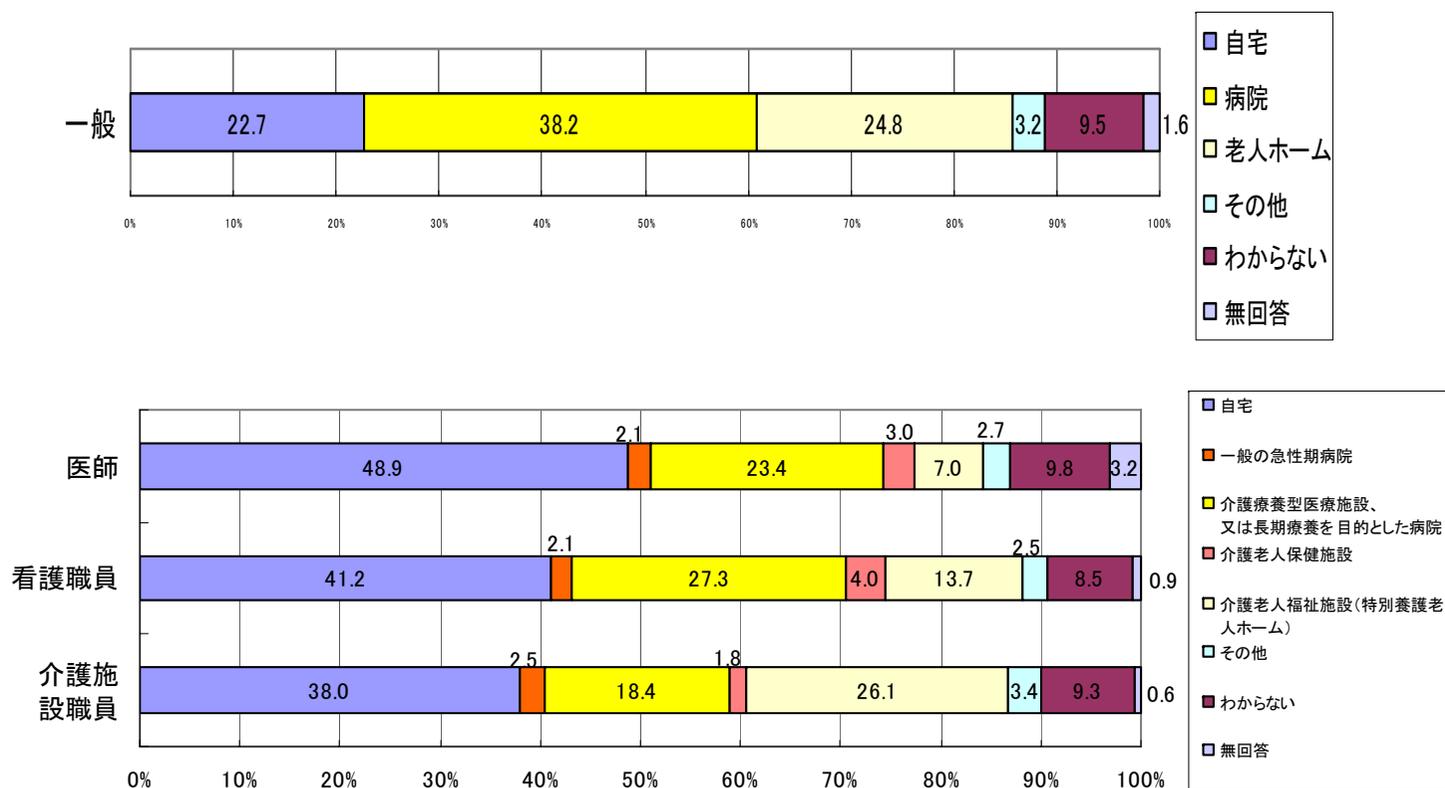
(注)平成7年は、子どもの同居の有無や将来の同居予定といった複数の質問を組み合わせで数値を出した

【資料】 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査(平成17年度)」

## 14. 最期の療養の場所の希望

本人が最期に療養を希望する場所は、病院が4割程度、老人ホームが2割強となっている。

〈自身が高齢となり、脳血管障害や認知症等によって日常生活が困難となり、さらに、治る見込みのない疾病に侵されたと診断された場合に最期まで療養したい場所について〉



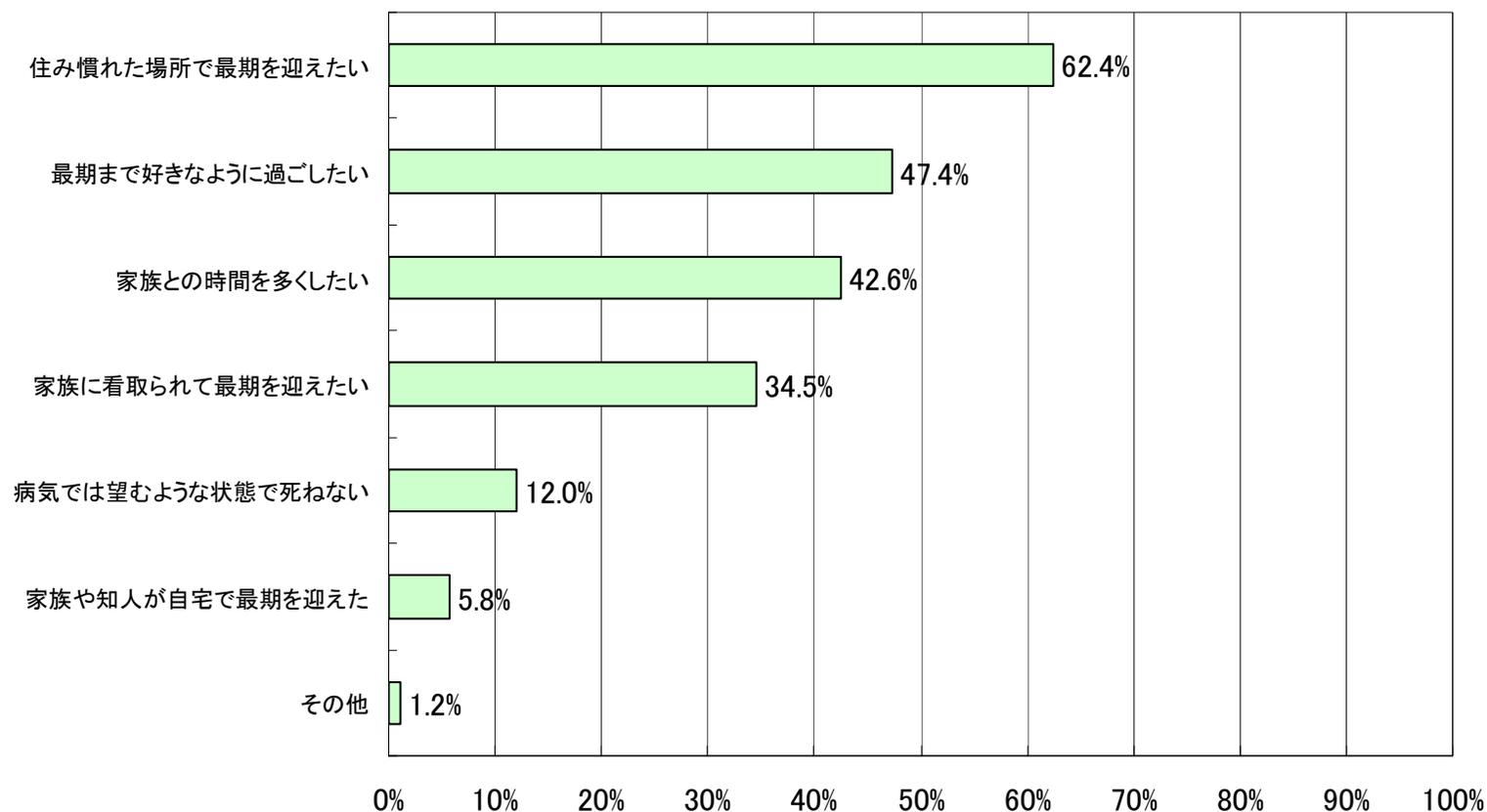
※「一般」は、20歳以上の一般国民である。

【資料】厚生労働省「終末期医療に関する調査等検討会報告書」(平成16年7月)

## 15. 自宅で最期まで療養したい理由

終末期を自宅で療養したい理由として、6割強が住み慣れた場所で最期を迎えたいからとしている。

〈自身が高齢となって治る見込みのない疾病に侵されたと診断された場合、その終末期を自宅で療養したいと回答した理由について(一般、複数回答)〉

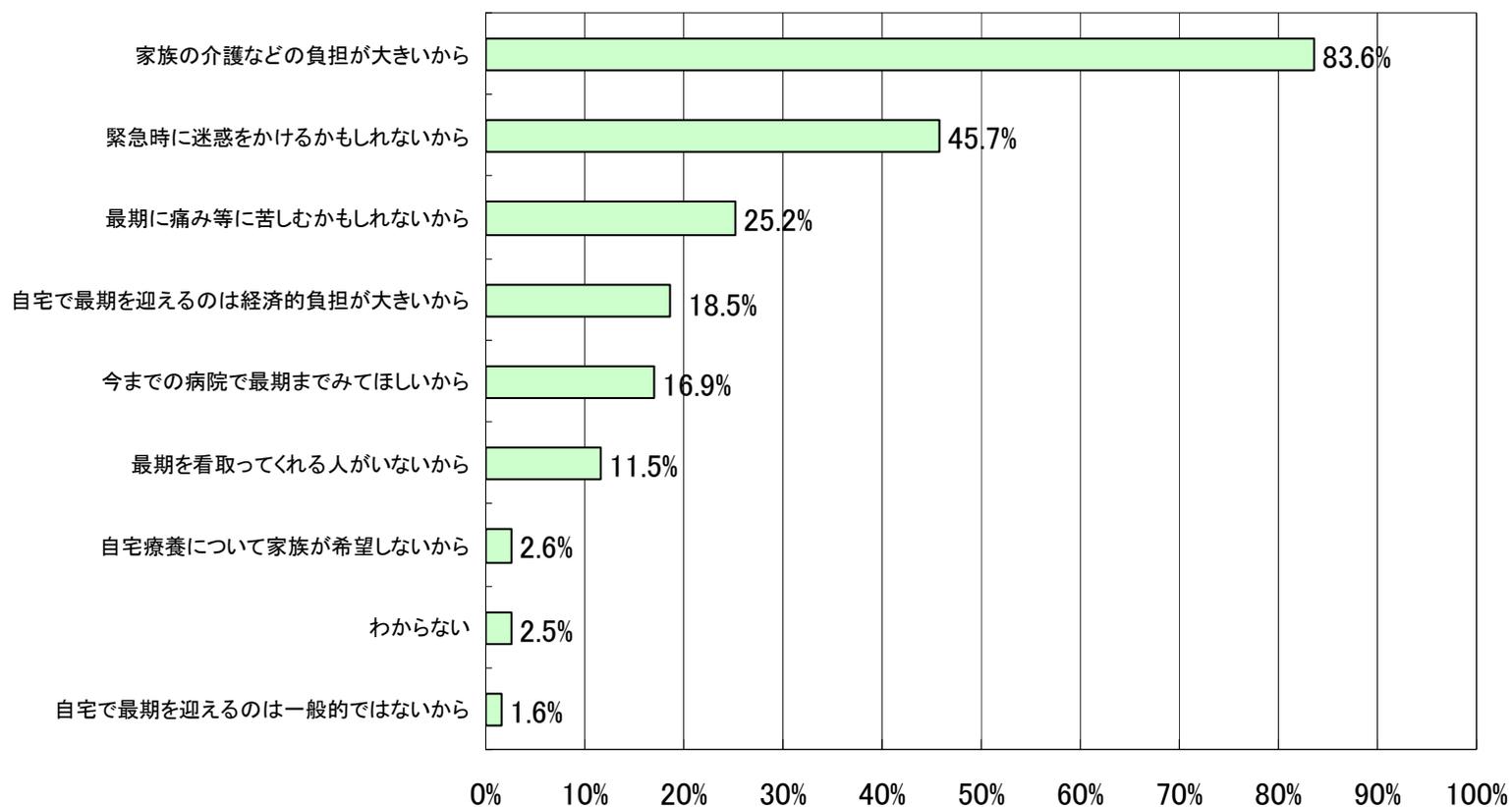


【資料】厚生労働省「終末期医療に関する調査等検討会報告書」(平成16年7月)

## 16. 自宅以外で終末期を療養したい理由

終末期を自宅以外で療養したい理由として、8割強が家族の介護などの負担が大きいからとしている。

〈自身が高齢となって治る見込みのない疾病に侵されたと診断された場合、その終末期を自宅以外の場所で最期まで療養したいと回答した理由について(一般、複数回答)〉

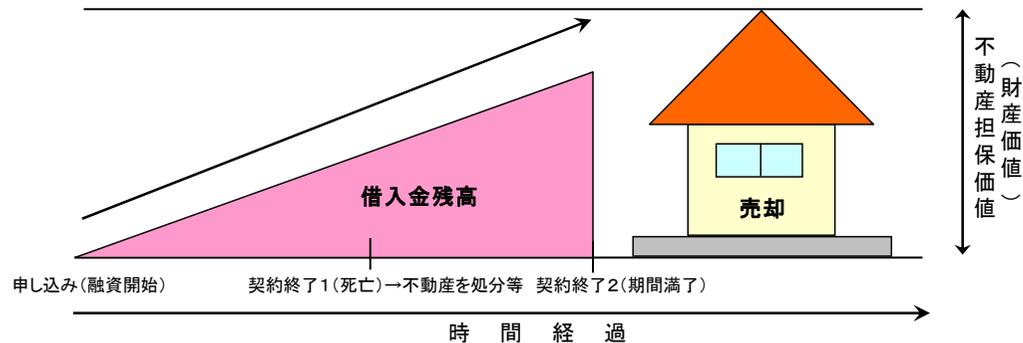


【資料】厚生労働省「終末期医療に関する調査等検討会報告書」(平成16年7月)

## 17. リバースモーゲージについて

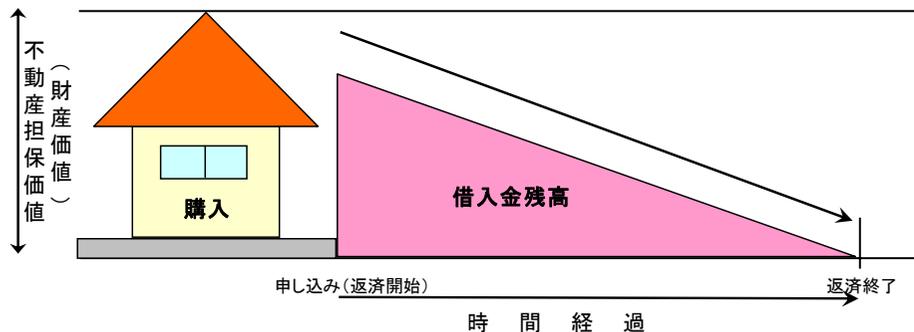
リバースモーゲージとは、高齢者などが自宅に住みながら、持ち家を担保に金融機関や自治体等から毎月資金を借りて生活費に充当し、死亡若しくは契約の終了時に、その持ち家を売却、処分するなどして借入金を一括返済する方法である。

リバースモーゲージのイメージ



※ 以下のような借入金残高が時間とともに減少する通常融資とは反対に、借入金残高が時間とともに増加する意味で、リバース(逆)モーゲージ(抵当融資)といわれている。

通常の融資のイメージ



○ 我が国では、東京都武蔵野市の例など先駆的な取組はあるものの、その普及のためには、次のような問題点の解決が必要とされている。

- ① 不動産価格変動、金利変動及び長生きによる担保切れのリスクを回避するための仕組みが整備されていないこと。
- ② 中古住宅流通の市場が未整備であるため、不動産価値に対する融資限度額が小さくなるなど商品化の魅力が乏しいこと。
- ③ 担保不動産の処分に関して、相続人との調整が困難な場合があること。

○ リバースモーゲージの普及に向けた最近の取組例としては、長期生活支援資金制度の創設がある。

【平成15年7月24日 第22回  
社会保障審議会年金部会資料より抜粋】

## 18. 住宅政策における主な高齢者対策(国土交通省)

### 1. 持家住宅の改善

#### 〔住宅金融公庫融資によるバリアフリー化の推進〕

- バリアフリー住宅の建設・購入、バリアフリーリフォーム融資において、最優遇金利の適用及び割増融資を実施
  - ・最優遇金利(基準金利)：3.68% (H18.12.5現在)
  - ・融資限度額の引き上げ：530万円/戸(通常のリフォーム) → 1,000万円/戸(バリアフリーリフォーム)
- バリアフリーリフォームのための死亡時一括償還制度

### 2. 賃貸住宅における主な高齢者対策 (→「19. 高齢者向けの主な賃貸住宅」参照)

#### 〔公共賃貸住宅※〕

##### (1) バリアフリー化の推進

- 新規に整備する公営住宅、機構住宅については平成3年度から、公社住宅については平成7年度から高齢者等に対応した仕様により供給
  - 既設公営住宅について、段差解消、手すり設置、エレベーター設置等の改善事業を推進
- ※公共賃貸住宅：公的な機関(地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等)が公的資金を使って建設、購入、又は受託管理して運営している賃貸住宅

##### (2) 入居要件の緩和

- 高齢者の入居要件を緩和(単身入居可。入居収入基準の緩和。) <公営住宅>
- 当選率の優遇 <公営住宅、機構住宅>

##### (3) 社会福祉施設等との併設

- 公共賃貸住宅を整備する際に、デイサービスセンター等の社会福祉施設等の併設を推進
- ・実績：1,091団地 1,587施設(平成17年度末)

## 〔高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者向け賃貸住宅の普及促進）〕

- （１）高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）
  - 民間事業者等によるバリアフリー化された賃貸住宅の供給を支援
- （２）高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅（高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅）の登録・閲覧制度
- （３）終身建物賃貸借制度
  - バリアフリー化された賃貸住宅に高齢者が終身にわたり居住できる一代限りの借家契約制度を創設

## 〔シルバーハウジングプロジェクト〕

- バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う事業の推進
  - ・実績：791団地 21,260戸（平成17年度末）

## 3. 高齢者世帯の住み替え支援

- 高齢者世帯が所有する住宅を借り上げて子育て世帯等に賃貸するとともに、その借り上げ賃料等による高齢期の生活に適した住宅への住み替えを可能にする事業を支援（平成18年10月開始）。

## 19. 高齢者向けの主な賃貸住宅

		公 営 住 宅	機 構 住 宅	公 社 住 宅	高齢者向け優良賃貸住宅 (高優賃)	高齢者専用賃貸住宅 (高専賃)	高齢者円滑入居賃貸住宅 (高円賃)
		(公営住宅法)	(独立行政法人都市再生機構法)	(地方住宅供給公社法)	(高齢者の居住の安定確保に関する法律)	(同左)	(同左)
目 的		住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給	主にファミリー世帯に対して良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的確保	勤労者に対して良好な居住環境の住宅を供給	高齢者の単身・夫婦世帯に対して優良な賃貸住宅を供給	専ら高齢者単身・夫婦世帯に賃貸する住宅の普及	高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の普及
主 な 供 給 主 体		都道府県 市区町村	都市再生機構(機構)	地方住宅供給公社(公社)	民間、機構、公社	民間	民間
入居者 資格	同 居 要 件 等	原則同居親族を要する。 ただし、60歳以上の者は 単身入居可。	原則同居親族を要する	原則同居親族を要する	高齢者(60歳以上)単身 世帯、高齢者夫婦世帯	高齢者単身世帯、高齢者 夫婦世帯	特になし(個々の事例によ る)
	収 入 要 件	【原則階層】 収入分位0~25%(4人世帯年 収約510万円以下) 【高齢者等に係る裁量階 層】 収入分位25~40%(4人世帯 年収約510~610万円)	家賃に応じた一定の基準 月収を満たしていること、 又は一定の基準月収があ る親族の連帯保証が受け られること	家賃に応じた一定の基準 月収を満たしていること、 又は一定の基準月収があ る親族の連帯保証が受け られること(東京都公社)	収入制限なし	収入制限なし	収入制限なし
家 賃 設 定		応能応益家賃 (上限は近傍同種家賃)	近傍同種家賃と均衡を失 しないこと	近傍同種家賃と均衡を失 しないこと	近傍同種家賃と均衡を失 しないこと  (建設費補助を受けた場合は、 建設費、土地取得費等を基準 に算定した限度額家賃以下)	市場家賃	市場家賃
公 的 支 援 措 置		○建設費補助 (国1/2 地方1/2) ○家賃対策補助 (近傍家賃と入居者負担額の 差額 国1/2 地方1/2)	—	—	○建設費補助 (共用部分工事費 国1/3 地 方1/3) ○家賃対策補助 (家賃と入居者負担額の差額 国1/2 地方1/2)	—	—
都道府県住生活基本計画 における供給目標		あり(今後5年間(H18~22)、10年間(H18~27)の供給目標量を設定)				なし	
供 給 戸 数		219万戸	75万戸	15万戸	2.8万戸	0.6万戸	8.8万戸
(うち高齢者世帯数)		(単身33万世帯) (夫婦23万世帯)	(単身9.6万世帯) (夫婦8.5万世帯)				

(注1) 供給戸数のデータは平成17年度末、ただし、高専賃、高円賃については平成18年9月末のデータである。

(注2) 都市再生機構賃貸住宅には、高優賃として供給されているものを含まない。

(注3) 高優賃、高専賃、高円賃には重複しているものがある。

(注4) 高齢者世帯数のデータは、平成15年住宅・土地統計調査による。

## 20. 住生活基本法 <平成18年6月8日公布・施行>

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定める。

住宅建設五箇年計画(S41年度より8次にわたり策定:8次計画はH17年度で終了)

◇5年ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を位置づけ



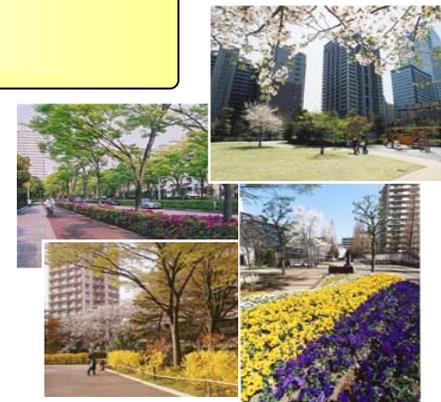
新たな住宅政策への転換

社会経済情勢の著しい変化

- ・住宅ストックの量の充足
- ・本格的な少子高齢化と人口・世帯減少 等

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策

- ◇安全・安心で良質な住宅ストック・居住環境の形成
- ◇住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備
- ◇住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築



### 基本理念

『現在及び将来の国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給』など基本理念を定める。

### 責務

国、地方公共団体、住宅関連事業者、居住者など関係者それぞれの責務を定める。

### 基本的施策

国、地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進のために必要な施策を講ずる。

### 住生活基本計画の策定

- ◇住生活の安定の確保及び向上の促進に関するアウトカム目標の設定
- ◇成果指標を位置づけ

全国計画(平成18年9月19日閣議決定)

- ◇計画期間
- ◇施策の基本的方針
- ◇全国的見地からの目標・基本的施策
- ◇施策の推進のため必要な事項 等



全国計画に即して策定

都道府県計画(平成18年度中に策定)

- ◇計画期間
- ◇都道府県内における施策の基本的方針
- ◇地域特性に応じた目標・基本的施策
- ◇公営住宅の供給目標 等

## 21. 住生活基本計画(全国計画)高齢者施策関係部分抜粋

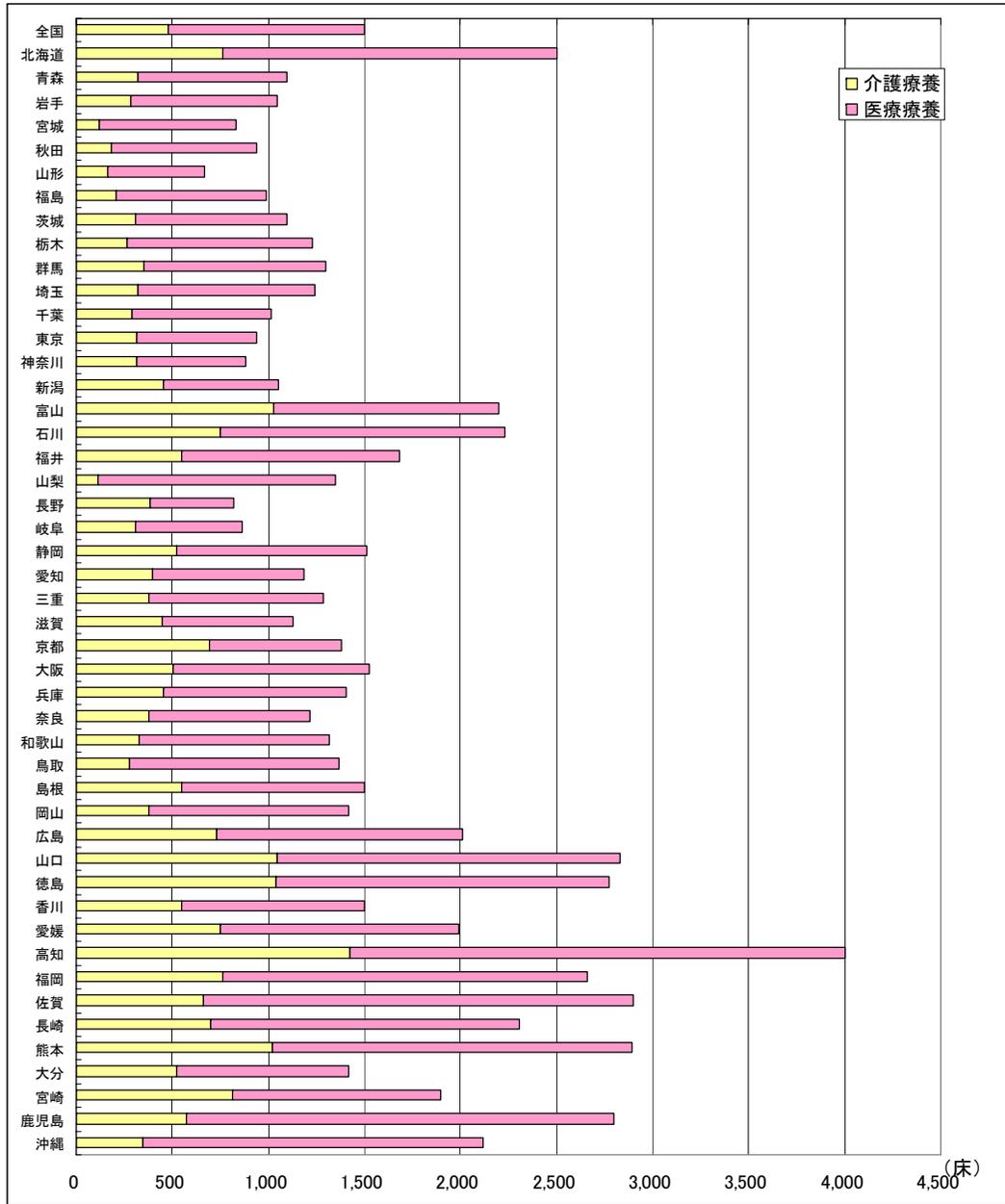
目 標		基本的な施策	※(主に高齢者に関する事項を抜粋)
	指 標		
<p><b>「良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継」</b> 住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の住宅の品質又は性能に関し、「住宅性能水準」※に基づき、その維持及び向上を図り、現在及び将来の国民の住生活の基盤となる良質な住宅ストックの形成を目指す。</p>	<p>[ユニバーサルデザイン化の推進] ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 【10%(平15)→25%(平27)】</p>	<p>○ 住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフステージの変化等に応じたりリフォームにも柔軟に対応できる住宅の普及を図る。</p> <p>○ 高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。</p>	<p>※「住宅性能水準」 (10) 高齢者等への配慮 加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも基本的にはそのまま住み続けることができるように、住戸内、共同住宅の共用部分等について、段差の解消、手すりの設置、廊下幅の確保、便所の配置等に関し、日常生活の安全性及び助動行為の容易性について、適正な水準を確保する。</p>
<p><b>「良好な居住環境の形成」</b> 安全・安心、美しさ・豊かさその他の地域における居住環境に関し、「居住環境水準」※に基づき、その維持及び向上を図り、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、住民が誇りと愛着を持つことのできる居住環境の形成を目指す。</p>	<p>(居住環境水準の指標は、地方公共団体の計画において目標を定める)  (全国計画で例示している指標) ・高齢者の在宅介護を支援するサービス等福祉サービスの実施体制の整備率 ・高齢者、障害者をはじめとする多様な者が日常生活又は社会生活において利用する施設相互間の生活関連経路を構成する道路におけるユニバーサルデザイン化の実施率</p>	<p>○ 既存の都市基盤を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持及び形成を図るため、居住者が相互に交流できる空間の形成に配慮しつつ、都心居住・街なか居住、住宅市街地のユニバーサルデザイン化等を促進するとともに、公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を行う。</p>	<p>※「居住環境水準」 ○居住環境水準の項目 日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ ①高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ 高齢者、子育て世帯等が日常生活を支える各種サービスに容易にアクセスできること。 ②ユニバーサルデザイン 高齢者、障害者をはじめとする多様な者の円滑な移動の経路が確保されていること。</p>

目 標	指 標	基本的な施策	※（主に高齢者に関する事項を抜粋）
<p><b>「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」</b></p> <p>低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭等の居住の安定が確保されるよう、公的賃貸住宅のみならず民間賃貸住宅も含めた住宅セーフティネットの機能向上を目指す。</p> <p>この結果、これらの世帯を含む全ての世帯が、世帯人数及びその特性に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（「最低居住面積水準」※）等を備えた住宅を確保できることを目指す。</p>	<p>[高齢者等への配慮]</p> <p>・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率</p> <p>一定のバリアフリー化（注1） 【29%（平15）→75%（平27）】</p> <p>うち、高度のバリアフリー化（注2） 【6.7%（平15）→25%（平27）】</p> <p>（注1）一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当</p> <p>（注2）高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当</p>	<p>○ 高齢者、障害者、小さな子どもがいる世帯、外国人、ホームレス等の居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るほか、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供等を行う。</p> <p>○ 高齢者、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備を推進する。</p>	<p>※「最低居住水準」</p> <p>(1) 単身者 25㎡</p> <p>(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡</p> <p>（注）</p> <p>次の場合には、上記の面積によらないことができる。</p> <p>① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合</p> <p>② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合</p>

【注】本資料は、住生活基本計画（全国計画）より、主として高齢者施策に該当する部分を抜粋・編集したものである。

# 療養病床關係

## 22. 都道府県別に見た65歳以上人口10万当たりの療養病床の病床数 (平成18年3月末)



都道府県	病床数 (床)				65歳以上人口10万対病床数	
	総数	介護療養	割合 (%)	医療療養		割合 (%)
全 国	384,531	122,191	31.8%	262,340	68.2%	1,497.9
北 海 道	30,132	9,209	30.6%	20,923	69.4%	2,499.1
青 森	3,576	1,047	29.3%	2,529	70.7%	1,048.4
岩 手	3,564	968	27.2%	2,596	72.8%	1,048.4
宮 城	3,929	561	14.3%	3,368	85.7%	835.0
秋 田	2,893	567	19.6%	2,326	80.4%	938.7
山 形	2,069	501	24.2%	1,568	75.8%	667.6
福 島	4,705	997	21.2%	3,708	78.8%	990.8
茨 城	6,302	1,770	28.1%	4,532	71.9%	1,093.6
栃 木	4,799	1,034	21.5%	3,765	78.5%	1,227.7
群 馬	5,404	1,478	27.4%	3,926	72.6%	1,296.2
埼 玉	14,470	3,700	25.6%	10,690	73.9%	1,250.6
千 葉	10,730	3,058	28.5%	7,672	71.5%	1,011.9
東 京	21,560	7,212	33.5%	14,348	66.5%	939.2
神 奈 川	13,076	4,637	35.5%	8,439	64.5%	883.4
新 潟	6,110	2,621	42.9%	3,489	57.1%	1,052.1
富 山	5,683	2,649	46.6%	3,034	53.4%	2,200.0
石 川	5,482	1,844	33.6%	3,638	66.4%	2,230.8
福 井	3,122	1,014	32.5%	2,108	67.5%	1,683.0
山 梨	2,616	223	8.5%	2,393	91.5%	1,351.4
長 野	4,284	2,002	46.7%	2,282	53.3%	820.7
岐 阜	3,819	1,361	35.6%	2,458	64.4%	863.8
静 岡	11,779	4,054	34.4%	7,725	65.6%	1,511.7
愛 知	14,802	4,993	33.7%	9,809	66.3%	1,185.5
三 重	5,163	1,514	29.3%	3,649	70.7%	1,288.7
滋 賀	2,814	1,112	39.5%	1,702	60.5%	1,128.2
京 都	7,331	3,679	50.2%	3,652	49.8%	1,382.3
大 阪	24,925	8,247	33.1%	16,678	66.9%	1,525.2
兵 庫	15,547	5,062	32.6%	10,485	67.4%	1,402.4
奈 良	3,446	1,074	31.2%	2,372	68.8%	1,215.4
和 歌 山	3,287	823	25.0%	2,464	75.0%	1,317.6
鳥 取	1,996	409	20.5%	1,587	79.5%	1,366.1
島 根	3,012	1,106	36.7%	1,906	63.3%	1,497.7
岡 山	6,224	1,649	26.5%	4,575	73.5%	1,420.8
広 島	12,059	4,382	36.3%	7,677	63.7%	2,008.0
山 口	10,560	3,916	37.1%	6,644	62.9%	2,828.5
徳 島	5,474	2,057	37.6%	3,417	62.4%	2,774.3
香 川	3,540	1,287	36.4%	2,253	63.6%	1,503.1
愛 媛	7,009	2,645	37.7%	4,364	62.3%	1,991.2
高 知	8,262	2,944	35.6%	5,318	64.4%	4,003.4
福 岡	26,523	7,602	28.7%	18,921	71.3%	2,658.2
佐 賀	5,688	1,297	22.8%	4,391	77.2%	2,900.4
長 崎	8,046	2,441	30.3%	5,605	69.7%	2,306.6
熊 本	12,643	4,467	35.3%	8,176	64.7%	2,891.5
大 分	4,144	1,532	37.0%	2,612	63.0%	1,415.3
宮 崎	5,130	2,202	42.9%	2,928	57.1%	1,895.9
鹿 児 島	12,168	2,481	20.4%	9,687	79.6%	2,800.1
沖 縄	4,634	763	16.5%	3,871	83.5%	2,117.0

注)65歳以上人口は総務省統計局「平成17年国勢調査第1次基本集計(確定値)」による。

【出典】病院報告(平成18年3月分概数)

